

県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書

去る2月24日、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」が県内全ての市町村で実施された。県民投票は、地方自治法第74条の規定に基づき9万2848筆に及ぶ県民の直接請求により実施されたもので、米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」の選択肢から1つを選択する方法で行われた。

投票の結果は、投票資格者115万3600人のうち、52.48%に当たる60万5396人が投票し、「反対」43万4273票（71.7%）、「賛成」11万4933票（19.0%）、「どちらでもない」5万2682票（8.7%）となった。

沖縄県民はこれまでも知事選挙などで何度も辺野古沿岸部を埋め立てる新たな米軍基地建設に反対する民意を示してきたが、政府は、「選挙にはさまざまな争点や民意がある」と言って県民の民意を無視して工事を強行してきた。しかし、今回の県民投票の結果は、投票者の71.7%の県民が、米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに反対する揺るぎない民意を示したものであり、その民意を否定することはもはや許されるものではない。

県民投票条例第10条では、知事はこの投票結果を尊重するとともに、内閣総理大臣とアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに通知することが定められている。地方自治法に基づく直接請求により実施された今回の県民投票の結果を尊重し、その結果に従うことは民主主義国家であるならば当然の姿である。

しかしながら、日本政府は、この県民投票で埋め立て反対の民意が示されたにもかかわらず、翌日にも工事を強行し、3月4日には新たな護岸の工事に着工した。また、3月5日の国会で防衛大臣は、「あらかじめ事業について継続すると決めていた。安倍晋三首相への報告は逐次行い、了解をいただいていた。」と答弁し、県民投票の結果にもかかわらず事前に工事を続行する方針を決めていたことを明らかにした。これは、強権と圧政で県民を支配した米軍占領下で、キャラウェイ高等弁務官が「自治は神話なり」と発言したことと同様に、沖縄県民には地方自治も民主主義も適用されないと言っているに等しいものであり、断じて容認できるものではない。政府による沖縄県民の民意を否定し、地方自治、民主主義、ひいては日本国憲法をも否定するような二重三重の暴挙に断固として抗議するとともに、本県議会は、県民投票の結果を受け下記の事項を強く要請する。

記

- 1 米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに反対する民意が示された県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念すること。
 - 2 普天間飛行場の5年以内の運用停止の約束期限は既に過ぎており、直ちに普天間飛行場を運用停止し、閉鎖・撤去すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
外		務		大			臣
防		衛		大			臣
内	閣	官	房	長			官

(沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣